

从世界 500 强饮料巨头并购案看中国“经营者集中”申报制度

《反垄断法》施行以来，中国有关“经营者集中”的案件不断增多。负责对“经营者集中”案件进行反垄断审查的执法机构——中国商务部反垄断局（以下简称“商务部”）对此的理解，以及实务操作中的具体审查要求、态度、尺度等日益引起大型企业特别是跨国公司的关注。

下文，律师以 2008 年—2009 年某世界 500 强饮料巨头收购某中国著名果汁生产企业一案为例，结合《反垄断法》、《国务院关于经营者集中申报标准的规定》、《经营者集中申报办法》、《经营者集中审查办法》等法律规定，简要介绍有关“经营者集中”的申报制度（重点关注申报标准和注意事项）。

一、 案件概要

时间点	重要事件
2008 年 09 月 03 日	某世界 500 强饮料巨头（以下简称“500 强饮料巨头”）宣布，计划以 24 亿美元收购在香港上市的某中国著名果汁生产企业（以下简称“中国果汁企业”）。
2008 年 09 月 11 日	500 强饮料巨头与商务部进行初步沟通、交流。
2008 年 09 月 20 日	商务部收到申报材料。
2008 年 11 月 20 日	商务部对该案正式立案审查。
2008 年 12 月 20 日	商务部决定在初步审查基础上实施进一步审查。
2009 年 03 月 18 日	商务部公布审查结果，禁止 500 强饮料巨头收购中国果汁企业。

二、 申报标准

什么是“经营者集中”、“经营者集中”达到什么标准时需要申报，是众多企业关心的基础性问题。在此，律师从“定性”和“定量”两个角度对“经营者集中”的申报标准简要分析如下：

角度	法律依据	简要说明	基本结论
定性	《反垄断法》第 20 条	“经营者合并”是指两个或两个	500 强饮

世界トップ 500 強飲料メーカー巨頭の統合から中国の「事業者集中」申告制度を分析する

「独占禁止法」が施行されてから、中国では「事業者集中」に関する案件が日増しに増えている。「事業者集中」案件に対する独占禁止審査をつかさどる法令執行機関である中国商務部独占禁止局（以下「商務部」という）の本件に対する認識、及び実務取扱における具体的な審査要求、見方等について大型企業、とりわけ多国籍企業の関心を集めている。

下文では、筆者は 2008 年から 2009 年にかけての某世界トップ 500 強の飲料メーカー巨頭の中国の有名な某果汁飲料メーカー統合の案件を例にとり、「独占禁止法」、「事業者集中申告基準に関する国务院による規定」、「事業者集中申告弁法」、「事業者集中審査弁法」等の法律規定とあわせ、「事業者集中」の申告制度を簡潔に紹介する（申告基準と注意事項について重点的に関心を払う）。

一、 案件の概要

発生時間	重要な流れ
2008 年 9 月 3 日	某世界トップ 500 強の飲料メーカー巨頭（以下「飲料メーカー巨頭」という）が、24 億米ドルで香港で上場している中国の有名な某果汁飲料メーカー（以下「中国果汁メーカー」という）買収計画を宣言した。
2008 年 9 月 11 日	飲料メーカー巨頭が商務部と初步的に接触し、相談を行った。
2008 年 9 月 20 日	商務部が申告資料を受け取った。
2008 年 11 月 20 日	商務部が本件を正式に受理し審査を開始した。
2008 年 12 月 20 日	商務部は初步的な審査を通じて、更なる審査を実施することを決定した。
2009 年 3 月 18 日	商務部は審査結果を公表し、飲料メーカー巨頭による中国果汁メーカー買収を禁止した。

二、 申告基準

「事業者集中」とは何か、「事業者集中」はどのような基準に達したときに申告しなければならないかは、多くの企業が関心を寄せている基本的な問題である。ここで、筆者は性質と内容という 2 つの異なる視点から「事業者集中」の申告基準を以下の通り簡潔に分析する。

視点	法的根拠	簡潔な説明	基本的結論
その	「独占禁止法」第 20 条	「事業者の統合」とは 2 つ以上の事業者が	飲料メーカー

角度	<p>“经营者集中”是指下列情形：</p> <p>(1) 经营者合并；</p> <p>(2) 经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权；</p> <p>(3) 经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。</p>	<p>以上的经营者合并成为一个经营者，通常包括《公司法》规定的吸收合并和新设合并两种方式。</p> <p>经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权，包括两种情况：</p> <p>1) 股权并购，系指并购方通过协议购买目标企业的股权或认购目标企业增资方式，成为目标企业股东，进而达到参与、控制目标企业的目的。</p> <p>2) 资产并购，系指并购方通</p>	<p>料巨头拟通过股权并购方式，收购中国果汁企业66%的股份以及全部未行使的可转债及期权，此举将使500强饮</p>	性質	<p>「事業者集中」とは次の状況をいう。</p> <p>(1) 事業者の統合</p> <p>(2) 事業者が持分又は資産を取得する这种方式を通じてその他事業者に対する支配権を取得すること</p> <p>(3) 事業者が契約等の方式を通じてその他事業者に対する支配権を取得し又はその他事業者に対する決定的な影響を与えることができること</p>	<p>1つの事業者に統合されることをいい、通常、「会社法」に定める吸収合併及び新設合併の2通りの方式が含まれる。</p> <p>事業者が持分又は資産を取得する方式を通じてその他事業者に対する支配権を取得することには、次の2通りの状況が含まれる。</p> <p>1) 持分買取による統合とは、買取統合者が、協議を通じて対象企業の持分を買取り又は対象企業の増資を引受ける方式を通じて、対象企業の株主となり対象企業に参与し、支配する目的を果たすことをいう。</p>	<p>一 巨頭が、持分買取の方式を通じて、中国果汁メーカー66%の持分及びすべての未行使の転換可能債とオプションを買取ることにより、中</p>
		<p>過協議購買目標企業整體資產，由并购方运营該資產，并不以成為目標企業股東為目的。</p> <p>关于《反壟斷法》第20条第(3)项“经营者通过合同等方式形成经营者集中”的情形，实务中，主要是指，参与集中的经营者通过签订合同建立合营企业。</p>	<p>料巨头取得对中国果汁企业的控制权，符合《反壟斷法》第20条第(2)项“股权并购”情形。</p>			<p>2) 資産買取による統合、とは買取統合者が契約を通じて対象企業のすべての資産を買取り、買取統合者が当該資産を運営し、且つ対象企業の株主となる目的をもたないものをいう。</p> <p>「独占禁止法」第20条第(3)号「事業者が契約等の方式を通じて事業者集中を構成する」という状況について、実務においては、集中に参加する事業者が契約を締結することを通じて合併企業を設立することを主にする。</p>	<p>国果汁メーカーに対する支配権を取得できるようにしたことは「独占禁止法」第20条の「持分買取統合」の状況に適合する。</p>
定量角度	<p>《国务院关于经营者集中申报标准的规定》第3条，经营者集中达到下列标准中(1)、(2)之一的，经营者应当事先向国务院商务主管部门申报，未申报的不得实施集中。</p>	<p>参与集中的经营者只要符合规定的法定申报标准之一，即应当进行申报。这是一项法定的强制性义务。</p>	<p>500强饮料巨头和中国果汁企业2007年在中国</p>	その内容	<p>「事業者集中申告基準に関する国务院による規定」第3条、事業者集中が次の基準のうち(1)、(2)のいずれかに該当する場合、事業者は事前に国务院商務主</p>	<p>集中に参加する事業者が法定申告基準のいずれかに適合する場合、申告を行わなければならない。これは、法律の強行義務である。</p>	<p>2007年、飲料メーカー巨頭と中国果汁メーカーの</p>

				境内营业额达到并超过了第(2)项申报标准,因此,该案必须进行“经营者集中”申报。
(1)	参与集中的所有经营者上一会计年度在全球范围内的营业额合计超过100亿元人民币;并且,其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过4亿元人民币。	—	—	
(2)	参与集中的所有经营者上一会计年度在中国境内的营业额合计超过20亿元人民币;并且,其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过4亿元人民币。	2007年500强饮料巨头和中国果汁企业的营业额合计为117.1亿元。	2007年500强饮料巨头在中国境内的营业额为12亿美元,约合人民币91.2亿元。	

三、申报注意事项

在该案发生的阶段,“经营者集中”的主要法律依据只有《反垄断法》,尚无关于“经营者集中”申报要求的细致规定。为了进一步规范“经营者集中”的申报规范和审查要求,商务部于2009年07月15日审议通过了《经营者集中申报办法》和《经营者集中审查办法》,自2010年01月01日起施行。

以下,根据上述两部“办法”,律师结合以往在处理类似申报案件中的经验,简要提示如下注意事项:

1. 尽管,目前已有上述两部“办法”,可以指导进行“经营者集中”申报工作。但实

				管部門に申しなければならず、申告しないものについては集中を実施してはならない。	中国国内における売上高が(2)の申告基準に達し、且つそれを超過したため、当該案件は「事業者集中」申告を行わなければならない。
(1)	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の世界での売上高が合計100億人民元を超過し、かつ、そのうち少なくとも2事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超過する場合。	—	—		
(2)	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内での売上高が合計20億人民元を超過し、かつ、そのうち少なくとも2事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超過する場合。	2007年、飲料メーカー巨頭と中国果汁メーカーの売上高が合計117.1億元である。	2007年、飲料メーカー巨頭の中、中国国内における売上高が12億米ドルで、約91.2億元に相当する。	2007年、中国果汁メーカーの中国国内における売上高が3.4億米ドルで、約25.9億元に相当する。	

三、申告する際の注意事項

当該案件が発生した段階では、「事業者集中」の主な法律根拠は「独占禁止法」しかなく、「事業者集中」に関する具体的規定はまだなかった。「事業者集中」の申告規範及び審査要求を更に規範化するために、2009年7月15日、「事業者集中申告弁法」及び「事業者集中審査弁法」が、商务部によって採択され、2010年1月1日から施行されることになった。

以下、筆者は、上述の2つの「弁法」により、これまでに類似する申告案件を取り扱ってきた経験とあわせ、下記の注意事項を簡潔に分析する。

1. 現在、既に上述の2つの「弁法」があり、「事業者集中」申告作業を指導できるようになったが、

务操作中，商务部对此的理解，以及他们的具体审查要求、态度、尺度等，仍需通过积极、充分、有效的沟通工作协助推进。各类申报材料、以及沟通交涉工作所要求的专业性、技巧性等都比较强。因此，建议委托专业人士协助处理。

2. 正式申报前，建议参与集中的经营者就相关问题与商务部进行约谈、并充分沟通。约谈所需的背景资料等应以书面形式，进行充分准备。
3. 有关申报文件和相关材料的注意事项，包括：

事项	具体要求	简要提示
(1) 关于申报书	<p>在申报书中应着重对商务部关注的以下重点内容展开详细论述，包括：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 参与集中的经营者的背景情况； ▪ “经营者集中”的方案、预定实施日期（根据详实的可行性研究报告、相关集中协议、章程等背景资料进行总结归纳）； ▪ 集中对相关市场竞争状况的影响等。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 为了便于商务部审查，如果文件、资料的原件是外文书写的，则应当提交中文翻译件并附外文原件。 ▪ 提交纸质申报文件、资料的同时，应当应商务部要求提交内容相同的光盘电子文档。申报文件、资料应当合理编排以方便查阅（同时提交公开版和保密版；文件、资料中涉及保密内容的，应特别注明）。 ▪ 参与集中的经营者提供的背景资料、分析数据等，通常还需要委托权威的第三方调查机构进行调查或
(2) 关于集中对相关市场竞争状况影响等	<p>根据各方经营者提供的详实的调查及统计数据、市场集中度分析报告等背景资料，进行归纳总结，并对以下内容详细论述：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 相关产品市场以及地域市场的界定； ▪ 相关市场的集中度分析、参与集中的经营者在相关市场的市场份额以及对市场的控制力、主要竞争者及市场份额； ▪ 市场进入的难易程度、行业发展现状； ▪ 集中对市场竞争结构、技术发展、国民经济发展、环境、消费者以及其他经营者的影响。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 参与集中的经营者提供的背景资料、分析数据等，通常还需要委托权威的第三方调查机构进行调查或
(3) 关于集中协议及相关文件	<p>具体包括：各种形式的集中协议文件，如合并协议、股权转让协议、资产转让协议、产权交</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 参与集中的经营者提供的背景资料、分析数据等，通常还需要委托权威的第三方调查机构进行调查或

实务において、これに対する商務部の判断、及び彼らの具体的な審査要求、態度、基準等については、積極的に、十分に、有効的な意思疎通作業を通じて推進しなければならない。各種の申告資料、及び意思疎通、交渉作業には、高い専門性とスキルが必要である。従って、専門家に当該作業への協力を依頼するのがよい。

2. 正式的に申告を行う前に、集中に参加する事業者が、関係する問題について商务部と話し合い、且つ十分に意思疎通を行うのがよい。話し合いに必要な背景資料等は、書面による形で、十分に準備しなければならない。
3. 申告書類及び関係する資料に関する注意事項については、下記の内容が含まれる。

事項	具体的な要求	簡潔なコメント
(1) 申告書について	<p>在申告書において、商务部が注目している以下の重点内容について、具体的な論述を展開しなければならず、下記の内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 集中に参加する事業者の背景状況。 ▪ 「事業者集中」の方案、予定実施日（詳細的なフィジビリティ・スタディ、関係する集中協議、定款等の背景資料に基づいてまとめる）。 ▪ 集中が関係する市場競争状況に対する影響等。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商务部が審査しやすいよう、もし文書、資料の原本が外国語で作成される場合、中国語翻訳版を提供し、外国語原文を添付しなければならない。 ▪ 紙媒体申告文書、資料等を提出するとともに、商务部の要求に応じて、同一内容の電子ファイルをディスクで提出しなければならない。調べやすいよう、申告文書、資料は、合理的に整理しなければならない（同時に公開版と秘密保持版を提出する。文書、資料に秘密保持内容が含まれる場合、その旨を特に
(2) 集中により関係する市場競争状況に及ぼす影響等について	<p>各事業者に提供される詳細的調査及び統計データ、市場集中度に基づき、調査報告等の背景資料に対して分析、まとめを行い、且つ下記の内容について、具体的に論述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 関係する製品市場及び地域市場の画定。 ▪ 関連市場の集中度分析、集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率及び市場支配力、主な競争者及びその市場占有率。 ▪ 市場進入の難易度、業界の発展現状。 ▪ 集中により、市場競争構造、技術発展、国民経済発展、環境、消費者及びその他の事業者に及ぼした影響。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商务部が審査しやすいよう、もし文書、資料の原本が外国語で作成される場合、中国語翻訳版を提供し、外国語原文を添付しなければならない。 ▪ 紙媒体申告文書、資料等を提出するとともに、商务部の要求に応じて、同一内容の電子ファイルをディスクで提出しなければならない。調べやすいよう、申告文書、資料は、合理的に整理しなければならない（同時に公開版と秘密保持版を提出する。文書、資料に秘密保持内容が含まれる場合、その旨を特に
(3) 集中協定及び関係する文書について	<p>具体的に下記の内容が含まれる。各種の形式による集中協定書類、例えば、合併協議、持分譲渡契約、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商务部が審査しやすいよう、もし文書、資料の原本が外国語で作成される場合、中国語翻訳版を提供し、外国語原文を添付しなければならない。 ▪ 紙媒体申告文書、資料等を提出するとともに、商务部の要求に応じて、同一内容の電子ファイルをディスクで提出しなければならない。調べやすいよう、申告文書、資料は、合理的に整理しなければならない（同時に公開版と秘密保持版を提出する。文書、資料に秘密保持内容が含まれる場合、その旨を特に

	易协议、合资合同、章程、可行性研究报告等以及相应的补充文件等。	者向国家权威统计机构申请提供。
(4) 关于参与集中的经营者经会计师事务所审计的上一会计年度财务会计报告	向商务部提交的财务会计报告中，通常应体现中国境内营业额和全球范围营业额。	
(5) 关于其他有助于对经营者集中进行审查和作出决定的有关文件、资料	如各竞争者在相关市场的市场份额的现状及其变化分析报告、相关市场集中度分析报告、产品供应及销售市场调查报告；上下游企业名单、竞争者企业名单；等等。	

简要提示如上，由于中国的反垄断审查工作尚在不断调整中，故我们不排除国务院、商务部今后出台一些新的政策对上述内容进行调整的可能。因此，建议及时关注中国“经营者集中”申报制度的不断调整、变化。我们也会持续关注。

备注：请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《中华人民共和国反垄断法》
http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm
《国务院经营者集中申报标准的规定》
http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm
《经营者集中申报办法》
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/fwzl/200911/20091106639242.html>
《经营者集中审查办法》
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200911/20091106639247.html>
《商务部反垄断局关于经营者集中申报的指导意见》
<http://fdj.mofcom.gov.cn/aarticle/xqgz/200901/20090105993824.html>

(里兆律师事务所 2010 年 01 月 15 日整理编写)

て	資産譲渡契約、財産権取引契約、合併契約書、定款、フィジビリティ・スタディ等及び関係する補充文書等。	明記しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 集中に参加する事業者が関係する背景資料、分析データ等を提供する場合、通常、権威のある第三者調査機関に調査を依頼し、又は権威のある国家統計機関に提供を申請しなければならない。
(4)集中に参加する事業者の会計士事務所の会計監査を受けた前会計年度の財務会計報告書について	商務部に提出する財務会計報告書には、通常、中国国内における売上高及び世界中における売上高が含まれなければならない。	
(5)事業者集中に対する審査及び決定に役立つその他の関連文書、資料について	例えば、各競争者の関連市場における市場占有率の現状及びその変化に関する分析報告、関連市場の集中度に関する分析報告、製品供給及び販売に関する市場調査報告、川上企業と川下企業のリスト、競争者企業リスト等。	

以上、簡潔に分析する。中国の独占禁止審査作業は、未だ調整されつつある段階にあるため、今後、国务院、商务部が新しい政策を公布し、上述の内容に対して調整を行う可能性も否定できない。従って、中国の「事業者集中」申告制度の調整、変更について常に関心を払う必要があり、我々も引き続きそれに注目したい。

備考：関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国独占禁止法」
http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm
「事業者集中申告基準に関する国务院による規定」
http://www.gov.cn/zwgk/2008-08/04/content_1063769.htm
「事業者集中申告弁法」
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/fwzl/200911/20091106639242.html>
「事業者集中審査弁法」
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200911/20091106639247.html>
「事業者集中申告に関する商务部独占禁止局による指導意見」
<http://fdj.mofcom.gov.cn/aarticle/xqgz/200901/20090105993824.html>

(里兆法律事務所が 2010 年 1 月 15 日付で作成)